

上 尾 市

上尾市消防本部 訓令第2号

上尾市教育委員会

本 庁
出 先 機 関
上 尾 市 消 防 本 部
上尾市教育委員会事務局
市 立 教 育 機 関
上尾市人権啓発推進委員会

上尾市人権啓発推進委員会設置規程を次のように定める。

令和7年3月28日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市消防長 中 山 一 之

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市人権啓発推進委員会設置規程

(設置)

第1条 人権啓発推進対策に係る関係部課の連絡調整を図り、人権啓発事業を総合的に推進するため、上尾市人権啓発推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人権啓発事業の総合的な推進のための連絡調整に関すること。
- (2) 人権啓発事業の推進に係る基本的事項の調査及び研究に関すること。

(構成)

第3条 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

2 委員は、別表に定める課等の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員会を構成する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の会議への出席等)

第5条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会における会議の内容を市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部人権男女共同参画課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

市長政策室広報広聴課 総務部職員課 こども未来部こども支援課 こども未来部保育課 こども未来部青少年課 健康福祉部福祉総務課 健康福祉部生活支援課 健康福祉部障害福祉課 健康福祉部高齢介 護課 健康福祉部健康増進課 市民生活部市民協働推進課 市民生活 部人権男女共同参画課 環境経済部商工課 消防本部消防総務課 教 育委員会事務局教育総務部教育総務課 教育委員会事務局教育総務部 生涯学習課 教育委員会事務局教育総務部図書館 教育委員会事務局 学校教育部指導課
